



香川の
土地改良

発行所
香川県土地改良事業団体連合会
高松市番町五丁目 1 番 29 号
TEL (087) 832-7140
FAX (087) 832-7150
<http://www.midorinet-kagawa.or.jp/>



香川県護国神社 (8 月 15 日)

目 次

1. 香川県へ農業農村整備事業の推進について要望	2~3
2. 中部及び三豊地区にて土地改良相談等を開催	4
3. 「満濃池物語り」第八回	5
4. 土地改良区だより (綾歌郡亀越池土地改良区)	6
5. 第 40 回全国土地改良大会 静岡大会	7
6. 「ため池のある風景」写真コンテスト作品募集	8
7. 会と催し	8

香川県へ農業農村整備事業の推進について要望



浜田県知事に要望書を手渡す大山会長

9月5日、本会の大山会長をはじめ、組橋副会長、三笠副会長、森川代表監事ら役員5名が会員を代表して香川県庁を訪問し、本県の農業農村整備事業の計画的な推進が図られるよう、県予算の確保等について要請活動を行った。

県庁では、浜田県知事に要望書を手渡すとともに、農政水産部の国分部長をはじめ県幹部職員を交え、本県の実情に即した平成30年度農業農村整備事業の計画的な推進を図るため、ため池を含めた総合的な防災減災対策、農業競争力の強化、農業水利施設の保全管理に関する予算の確保に努めるよう要望した。また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮をより一層推進するための「日本型直接支払制度」、特に「多面的機能支払」の取組面積の拡大並びに活動組織の強化に向けた支援及び指導に努めること、土地改良区の組織運営基盤の強化並びに統合整備を推進し、特に土地改良区体制強化基本計画作成の促進に努めるよう合わせて要望した。

このほか、全国有数のため池県である本県におけるため池の防災・減災対策関係予算や、国の予算措置と県財政の状況などについて意見交換した。



浜田県知事、国分農政水産部長との意見交換



大山政策部長へ要望書を提出



大山政策部長との意見交換

要 望 書

1. 地域の実情に即した農業農村整備事業の計画的な推進を図る予算の確保を政府及び関係機関に対して働きかけるとともに、県予算についても十分に確保すること。
特に、総合的な防災減災対策、農業競争力の強化、農業水利施設の保全管理に関する予算の確保に努めること。
2. 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮をより一層推進するため、これを支える地域の共同活動をはじめ、農業生産活動の継続等を支援する「日本型直接支払制度」を推進すること。
特に、「多面的機能支払」の取組面積の拡大並びに活動組織の強化に向け、支援及び指導に努めること。
3. 土地改良区の組織運営基盤の強化、並びに統合整備を推進すること。
特に、土地改良区体制強化基本計画作成の促進に努めること。



中部及び三豊地区にて土地改良相談等を開催

8 月 8 日に高松東急 R E I ホテルにおいて、香川県土地改良事業団体中部地区当務者会主催による通常総会並びに周知会が、また、8 月 29 日には観音寺グランドホテルにて、三豊地区土地改良協議会主催による土地改良研修会が開催され、併せて両会場において本会の土地改良相談を実施した。

各会場には、各管内土地改良区の役職員が参加し、管内土地改良事務所からの新規事業制度や予算に関する説明がなされ、本会からは土地改良区体制強化事業並びに農業用施設賠償責任保険、マイナンバー制度と改正個人情報保護法、非補助農業基盤整備資金等に関する説明を行った。

土地改良相談では、今年度が土地改良区体制強化事業における土地改良区体制強化基本計画作成の最終年に当たることから、施設管理（施設台帳の整備）に関連する質問が挙げられたほか、土地改良施設の保険加入等に関する相談も挙げられた。各土地改良事務所長をはじめとし、知識と経験が豊かな相談員がこれらの質疑応答に当たり、各相談事項に対し回答がなされていた。

なお、本会においては、土地改良区体制強化基本計画作成に関連した施設台帳作成の支援を目的に、水土里情報システムを活用した水路・農道・ため池等の諸元や補修履歴等の G I S 化にも対応可能であるため、G I S 化を検討の土地改良区は是非本会にご相談願いたい。



中部地区 改正個人情報保護法説明



中部地区 土地改良相談



三豊地区 宮崎所長による挨拶



三豊地区 土地改良相談

満濃池物語り

まんのういけものがたり

第八回 満濃池復旧に異議

「四国作家」同人 平井 忠志

高松藩松崎執政の決断



長谷川佐太郎 (写真)

明治新政府の満濃池復旧に難色を示したのは、丸亀藩と多度津藩です。その背景には用水配分に対する不満もありました。

ことに末流の多度津領の農民たちは、必要なときに十分水が届かないため、満濃池からの脱退を訴えていました。

このとき多度津領十一か村の庄屋や組頭たちが、連名で藩に差し出した「恐れながら申し上げ奉る口上之事」（「満濃池普請一件」鎌田共済会蔵）と題した嘆願書(写)が残っています。

これによりますと、「(百姓どもへ色々申し聞かせましたが)、……………何分、御普請取り掛かり申し候ては、一統たちまち路頭に相立ち候ほか無く御座候につき、恐れ

入り奉り候次第に御座候へども……………(中略)当御領十一か村、御差し除き相成り候よう……………」(文久二戌六月)と、やんわり池普請の夫役を拒否しています。

むろん多度津藩も、農民の反対を口実に、工事をしぶりました。こうした事態を危惧したのが、満濃池の修復に奔走していた、榎井村の豪農長谷川佐太郎です。

彼は高松藩の勤皇派の執政(家老)松崎洩右衛門に事情を訴え、丸亀・多度津両藩の説得を懇願したのです。洩右衛門は勤皇派のため昔、藩に捕えられ、政治犯として幕末の数年間を、鶴屋町の牢獄につながれていました。

幕府が崩壊した後、維新政府の命により明治二年二月に釈放され、藩の執政に返り咲き、農政長の要職に復帰していました。

彼は佐太郎の要請を受けて丸亀藩を説得すると共に、満濃池の現地を自ら踏査しました。そしていつも決壊の原因となっていた底樋の位置を改め、岩山をトンネルで掘り抜く工法に決断を下したのです。ただ残念ながら、多度津藩だけは最後まで説得出来ませんでした。

明治二年の夏、満濃池は高松・丸亀両藩の共同事業で復旧する方針が決まりました。工事は先ず石穴を優先し、その完成を待って堤防の修復を行うこととなりました。



琴平町にある長谷川佐太郎旧家

～土地改良区だより～

綾歌郡亀越池土地改良区

綾歌郡亀越池土地改良区がその名を冠する「^{かめごしいけ}亀越池」は、仲多度郡まんのう町炭所東に位置し、堤長 96.0m、堤高 16.0m、満水面積 19.0ha、貯水量 95.8 万 m³ の本改良区の主水源であり、旧満濃町と旧綾歌町の 339ha の圃場にかんがい用水を供給している。

亀越池が築造されたのは寛永 10 年（1633 年）の江戸時代初期であり、^{うたぐん}鶴足郡岡田上村の大政所久次郎（岡田久次郎）の功績によるものである。岡田久次郎は水不足に悩む村人のため、私財を投じ艱難辛苦の末に亀越池を築造し、岡田はもとより土器川・大東川流域をそれまでとは見違えるほど豊かな米どころへと発展させる礎となった大恩人である。岡田久次郎が亀越池を造っておよそ 50 年後の貞享元年（1684 年）に 1,054 石だった岡田の米の石高が、安政二年（1855 年（170 年後））には 3,732 石となり、当時としては実に驚きの 3.5 倍以上の増収が実現された。その後、先の大戦前の昭和 11 年～15 年、県営亀越池用排水改良工事が実施され、堤防の嵩上げと余水吐の拡張が成され、ほぼ現在の姿となった。

古くから水不足に悩まされ、水争いが絶えなかったこの地域で、新たにため池を築造することは、池敷の買収や住民の移住など金銭面での苦労を凌ぎ、^{ちみずけん}地水権の交渉・大川筋の各堰との分水交渉など、水利面にて言語に絶する苦難があったものと容易に想像できる。これら万難を排し、亀越池を築造し現在にまで続く豊潤の圃場を遺す礎となった岡田久次郎への感謝とその功績を称え、また本地域の大切な財産である亀越池を筆頭とした水路など土地改良施設を将来にわたる継承を誓い、綾歌郡亀越池土地改良区では毎年岡田久次郎翁墓前法要を営んでいる。

戦後の食料難を何とか乗り切った昭和 29 年、岡田教育委員会主管により先賢顕彰の式典が挙げられ、「水の恩人 岡田久次郎翁」が発行され、その偉業を記し世に広められた。更に、近年においても、平成 25 年に第 1 回「水の恩人 岡田久次郎まつり」が開催され、平成 27 年に第 2 回、そして本年（平成 29 年 4 月 30 日、於：岡田コミュニティーセンター）第 3 回目の「水の恩人 岡田久次郎まつり」が盛大に開催された。

我が土地改良区は、岡田久次郎をはじめ多くの先人より引き継がれた、かけがえのない財産である土地改良施設を今後とも適切に管理していき、次代へ確実に施設を引き継ぐことは勿論、先人の不屈の精神をも遺憾なく継承していく所存である。



亀越池



岩崎道彦理事長

土地改良区の概要

所在地 丸亀市綾歌町岡田西 462-1
 受益面積：339ha（田 339ha）
 組合員：763 名 総代：29 名
 理事：9 名 監事：4 名





「ふじのくに」で語ろう

土地改良が創る豊かな水土里を

第40回 全国土地改良大会 静岡大会

平成29年10月25日(水)

会場：ふじのくに千本松フォーラム プラサ ヴェルデ | 沼津市

主催：  全国土地改良事業団体連合会 静岡県土地改良事業団体連合会

平成 29 年度「ため池のある風景」写真コンテスト作品募集

趣 旨

ため池は、農業用水の確保のために、古くから河川用水に恵まれない地域で多く設けられてきましたが、今日では、洪水調整などの国土保全機能の他、多様な生態系を保全するビオトープ、あるいは水辺を楽しむ親水空間としても、その価値が見直されてきています。「ため池のある風景」写真コンテストを通じて、より多くの国民が身近なため池の存在に気づき、その景観的な価値も含めて、多様な機能をさらに知って頂こうというものです。

題 材

農業用ため池（農業用水として貯留水の一部が現に使用されているため池。ただし、いわゆるダムと称されているものは除く）、農業用ため池を含めた農村の風景、ため池と棚田、ため池を管理する農家、ため池の四季など、自由。

応募サイズ

四つ切り又は四つ切りワイド（その他サイズは審査できません。）

応募方法

●所定の応募票を必ず作品の裏に貼付してください。応募票には、次の①～⑧をもれなく明記してください。①題名②住所③氏名④年齢⑤職業⑥日中の連絡先（電話番号）⑦撮影場所⑧ため池の名称（不明の場合は、各都道府県の農林部局もしくは都道府県土地改良事業団体連合会に照会してください。）●応募票のない作品、応募票に所定の記載事項が明記されていない作品は、審査できません。●カラー、モノクロ自由。●合成写真不可。●未発表作品に限ります。●過去にコンテスト等で入賞・入選された作品、現在コンテスト等に応募し、まだ結果が判明していない作品も応募できません。●人物が写る作品の場合、本人の了解を得てください●入賞通知後、入賞作品の原版（デジタルカメラの場合はオリジナルデータをCD-Rなどにコピーしたもの）をご送付ください。

応募締め切り

平成 29 年 12 月 31 日（当日消印有効）

応募先・お問い合わせ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 4 階
全国水土里ネット内「ため池のある風景写真コンテスト」係
問い合わせ TEL: 03-3234-5591

※詳細は、<http://www.inakajin.or.jp/eventinfo/tabid/198/Default.aspx>にてご確認下さい。

会 と 催 し

開催月日	会 の 名 称	開催場所
8 月 1 日 ～2 日	中国四国土改事業団体連合会協議会要請活動	東 京 都
8 月 2 日	災害復旧事業担当者研修会	高 松 市
8 月 3 日	中部地区土地改良協議会監事会・理事会	〃
〃	三豊地区土地改良協議会監事会・理事会	観音寺市
8 月 8 日	香川県土地改良事業団体中部地区当務者会総会・土地改良相談	高 松 市
8 月 9 日	さぬき市土地改良区統合整備推進協議会（第 2 回）	さぬき市
8 月 25 日	香川県地域活性化フォーラム	丸 亀 市
8 月 29 日	三豊地区土地改良研修会・土地改良相談	観音寺市
8 月 31 日	土地改良区体制強化基本計画に関する説明会	善通寺市
9 月 5 日	本会第 174 回理事会	高 松 市
〃	香川県へ農業農村整備事業の推進について要請活動	〃